

ご意見募集！（パブリックコメント）

「鹿児島市耐震改修促進計画」の改定素案について ～地震に強い建築物を促進～

本市では、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進を図るため、平成20年4月に「鹿児島市耐震改修促進計画」を策定、平成30年8月に改定しておりますが、国の基本方針の改正（令和7年7月）、県耐震改修促進計画の改定（令和8年3月）に伴い、本計画の改定に着手し、この度、改定素案がまとまりましたので公表します。

皆さまのご意見を参考にさせていただきながら、策定してまいりたいと考えておりますので、ご意見をお寄せください。

1 意見の募集期間

令和8年10月9日（金）～令和8年11月17日（火） [当日消印有効]

2 意見の提出方法及び提出先

ご意見の提出の際は、別紙の用紙（任意の用紙でも結構です。）に住所、氏名（法人または団体等の場合は、所在地及び法人名等）、電話番号、素案に対するご意見をご記入のうえ、郵便、FAX、電子メールなど、書面で下記の提出先へご提出をお願いいたします。（郵送の場合は、備え付けの封筒をご利用ください。[送料不要]）

※ご意見は、インターネットの電子申請（LoGo フォーム）からも提出できます。

二次元コード
（ホームページ）



【提出先】

郵 送	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市 建築指導課		
F A X	099-216-1389		
電子メール	kshido-kenan@city.kagoshima.lg.jp		
電子申請 (LoGo フォーム)	鹿児島市ホームページから検索 <table><tr><td>パブコメ 耐震改修</td><td>検索</td></tr></table>	パブコメ 耐震改修	検索
パブコメ 耐震改修	検索		

二次元コード
（電子メール）



二次元コード
（LoGo フォーム）



3 意見の提出に際しての留意事項

(1) 対象となる方

- ① 鹿児島市に住所を有する方
- ② 鹿児島市に通勤・通学する方
- ③ 鹿児島市に事務所又は事業所を有する方

(2) 意見提出時の記載事項

ご意見の提出にあたっては、住所、氏名（法人または団体等の場合は、所在地及び法人名等）及び電話番号を必ず記載してください。

また、住所が市外の場合は、（本市に通勤、通学 ・ 本市に事務所又は事業所を有する）のいずれかに○をつけてください。

(3) その他

- ① 電話や口頭による意見提出はできませんので、文書または電子申請システム（LoGo フォーム）から提出してください。
- ② 匿名や住所等の記載がない場合は、書面で提出されても受付できません。
- ③ 期限を過ぎて提出されたご意見は、パブリックコメント手続による意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。

4 お寄せいただいた意見の取扱い

(1) お寄せいただいたご意見につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見に対する検討結果を市ホームページ、市政情報コーナー（みなと大通り別館 1 階）等で公表いたします。

なお、提出された個々のご意見への回答をご希望の方は、直接お問い合わせください。

(2) 意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

5 お問い合わせ先

鹿児島市 建築指導課

TEL：099-216-1358（直通）

FAX：099-216-1389

電子メール：kshido-kenan@city.kagoshima.lg.jp

鹿児島市耐震改修促進計画の改定の概要

1 計画について

- ・鹿児島市耐震改修促進計画（平成 20 年 4 月策定、30 年 8 月改定）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進を図るための計画
- ・令和 7 年 7 月の国の基本方針改正（新たな耐震目標の設定）や県の計画改定に基づき、今回 2 回目の改定を行う

2 主な改定内容

（１）計画期間

令和 9 年度から 17 年度まで

（２）耐震化の目標

種別	改定後の目標
住宅	令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消
多数の者が利用する建築物(※1)	
要緊急安全確認大規模建築物(※2)	令和 12 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消
要安全確認計画記載建築物(※3)	

※1：多数の者が利用する一定規模以上の建築物（1,000 ㎡以上の病院・ホテル・店舗 など）

※2：不特定多数の者が利用する大規模建築物（5,000 ㎡以上の病院・ホテル・店舗 など）

※3：県計画により指定された防災拠点建築物（災害時に災害対策の拠点となる庁舎）

（３）新たな取組を追加

耐震シェルター等設置に対する助成などを追記

3 改定予定日

令和 9 年 3 月